

■鳥取県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金 Q&A

令和8年1月30日

No.	Q	A
(共通)		
1	交付申請は事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で行ってください。法人で複数の事業所を申請される場合は各事業所分を取りまとめていただくようお願いします。
2	交付申請時点で指定を受けている事業所・施設等が補助対象になるという認識でいいか。	御認識のとおりです。
3	休止している事業所・施設等は補助対象にならないのか。	交付申請時点で再開している場合に限り補助対象とします。
4	定員数の基準日はいつか。	令和7年4月1日です。
5	令和7年4月2日以降に開設した施設等の定員数はどうなるのか。	開設日時点の定員数となります。
6	同一施設において、「鳥取県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金」と「鳥取県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金」の両方を申請することは可能か。	可能ですが、購入した食料品を両補助金の実績とするなど財源が重複しないよう御留意ください。
7	法人において申請できる事業所数に上限はあるか。	事業所数の上限はありません。
8	交付決定前に購入した物品や食料品等は対象となるか。	交付決定前に生じた経費は対象となりません。
9	両補助金の交付決定時期はいつか。	両補助金とも、令和8年4月上旬～5月末を予定しています。
10	両補助金の実績報告時期はいつか。	両補助金とも、補助事業の完了から30日を経過する日又は令和8年8月31日のいずれか早い日までです。
11	実績報告提出までに、支払いを含め補助事業（物品購入等）を完了させる必要があるという認識で間違いないか。	間違いありません。
12	実績報告をするにあたり、支払を証明する書類等は必要か。	実績報告にあたっては不要ですが、県から求めがあった際に速やかに提出できるよう、各法人において適切に保管してください。
(鳥取県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金)		
1	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
2	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
3	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
4	医療みなしの事業所が介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合であっても、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない（介護保険の利用者がいない）事業所は補助対象外となります。
5	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
6	介護事業所が共生型障害福祉サービスに指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の述べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象（算定）に含まれません。
7	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。また含まれる場合の補助上限はいくらか。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円が上限となります。
8	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象とはなりません。なお、認知症対応型共同生活介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。

9	例えば、同一法人が同じ事業所所在地で訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおりです。それぞれ指定サービスごとに補助対象となります。ただし、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）については、1つの事業所として補助対象とします。
10	訪問介護事業所の延べ訪問回数や通所介護事業所の延べ利用者数はどのように求めるのか。	令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均で求めます。
11	例えば、令和7年6月に指定を受けサービスを開始した事業所の訪問回数、利用者数はどうなるのか。	令和7年6月サービス提供分から9月サービス提供分（4ヶ月分）の平均となります。
12	令和7年10月以降に指定を受けた又は再開した事業所の訪問回数、利用者数についてはどうか。	指定日又は再開日から申請時までの平均とします。
13	同一事業所・施設等において、「介護サービスを円滑に継続するための対応経費」と「災害備蓄等への対応経費」の両方を申請することは可能か。	基準単価を超えない範囲で、可能です。
14	例えば、事業所における研修等の実施費用、外部業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用は対象経費として認められるか。	本補助金の趣旨に鑑み、それらの経費は対象となりません。（原則、物品の購入費を補助対象としています。）
15	「災害備蓄等への対応経費」のうち消耗品等について、使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入したものを平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおりです。
16	移動等に伴い必要となる費用等について、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるのか。	交付決定後から実績報告書の提出時点まで対象となります。
17	令和7年4月1日以降に購入した物品であれば、補助金の対象になるという認識でいいか。	交付決定前に購入した物品は対象になりません。
18	取得費用50万以上となる備品の購入等を認めない理由は何か。また、基準単価を超えた場合は補助対象外になるのか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上（財産処分制限の対象）となる物品等は補助対象外となります。なお、複数の物品を組み合わせて基準単価を超える場合は、基準単価を上限として補助します。
（鳥取県介護施設等に対するサービス継続支援事業）		
1	補助対象施設の選定理由如何。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としています。
2	公立の介護施設も補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
3	セントラルキッチンを利用など、食事の準備を委託している施設も対象になるのか。	対象になります。
4	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めていいか。	職員の賃金に充てることはできません。基本的には食料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設については、その経費を対象とすることが可能です。
5	定員1人あたり1.8万円の補助上限となるが、食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本補助金は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、利用者負担額分を考慮する必要はありません。
6	本補助金の交付を受けるにあたり、施設の食事提供に係る経費が基準費用額を上回っている必要があるのか。	本補助金は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであり、基準費用額等とは関係ありません。
7	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金の支給を受けているが、本補助金を申請することは可能か。	可能です。